

重要事項説明書

1 事業所の名称等

- (1) 名称 訪問看護ステーション さくら 指定居宅介護支援事業所
管理者 成瀬 紗知子
事業所番号 1971200488
所在地 山梨県富士吉田市下吉田4丁目21-50
電話 0555-28-6277 FAX 0555-28-6287
- (2) 開設者
名称 株式会社 さくらメディカルケア
代表者名 代表取締役 早川 邦子

2 事業の目的・運営

- (1) 株式会社 さくらメディカルケアが開設する 訪問看護ステーション さくら 指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする

3 事業運営の方針

- (1) 介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が多様な指定居宅サービス事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。
- (2) 指定居宅介護支援事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等の特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めます。

4 職員の職種、員数及び職務内容

- (1) 管理者(主任介護支援専門員) 1名
管理者は、従業者の管理指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行います。
- (2) 介護支援専門員 常勤兼務 1名
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成並びに居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

5 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から金曜日

* 国民の祝日及び夏期3日間・12月31日から1月3日までの年末年始を除きます

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

6 実施地域

通常の事業の実施地域は、都留市・西桂町・富士吉田市とします。

7 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等

(1) 指定居宅介護支援の提供方法、内容

① 居宅訪問

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行います。

② 課題分析

解決すべき課題の把握について使用する課題分析の方式は、課題分析標準項目23に添った方式とします。

③ 居宅サービス計画原案の作成

介護支援専門員は、解決すべき課題に対応するための最も適切な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。その際利用者は複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、当該事業所を居宅サービスプランに位置付けた理由を求める事が可能である。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙にて提示します。

④ サービス担当者会議

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、計画原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を次に掲げる場合に開催します。

- ・ 新規に要介護認定を受けた場合
- ・ 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合
- ・ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ・ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

⑤ 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとします。

⑥ 居宅サービス計画の交付

介護支援専門員は、居宅サービス計画を利用者及び指定居宅サービス事業所の担当者、意見を求めた主治の医師等に交付するものとします。

⑦ 実施状況の把握（モニタリング）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、月に1回程度居宅を訪問し、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行うとともに、月に1回、実施状況の把握の結果を

記録します。

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施（オンラインモニタリング）

実施に当たっては利用者の状態が安定している場合に、主治医及びサービス事業者等と利用者の合意を得て行うこととし、2か月に1回は利用者の居宅を訪問し面接を行います。

オンラインモニタリングのメリットデメリットについて

感染症が流行している場合でも面接が可能になり、移動が不要な為ケアマネージャーとの日程調整が容易になりますが、利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しい為サービス事業所からの情報提供を受けることになります。

オンラインモニタリングに同意します。

⑧ サービスの変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画の変更をする場合は（1）の①から⑦に規定する業務を行うこととします。

（2） 指定居宅介護支援の利用料等

- ① 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しません。
- ② 実施地域を超えて指定居宅介護等に要した交通費は、超えた地点より片道1kmごとに30円を徴収します。
- ③ 介護支援専門員は、（2）の②のことについて、利用者及びその家族に対して事前に文章で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとします。

8 医療との連携

利用者及びその家族は入院時に入院先医療期間に担当介護支援専門員の氏名等を伝える事とし、担当介護支援専門員へも入院した事を伝える事とする。その際介護支援専門員は入院先医療機関等へ情報を提供する事とする。

サービス事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネージャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。退院退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は必要に応じて福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が担当者会議やカンファレンスに参加します。

9 高齢者虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から以下の取り組みを行います。

- （1）虐待の発生、再発防止のための委員会の開催（6か月毎又は必要時）
- （2）指針の整備
- （3）研修の実施（1回／年）

担当者 成瀬 紗知子

10 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用を記録します。

1 1 秘密の保持

- (1) 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者としての雇用契約の内容とします。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意を、あらかじめ文章により得ておくこととします。

1 2 感染症対策

感染者の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から以下の取り組みを行います。

- (1) 感染症発生及びまん延等に関する委員会の開催（6か月毎又は必要時）
- (2) 指針の整備
- (3) 研修の実施（1回／年）
- (4) 訓練（シュミレーション）の実施（1回／年）

1 3 業務継続に向けた取り組み（BCP）

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられる様業務継続計画を策定すると共に当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 4 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとします。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 5 苦情処理の体制

- (1) 利用者提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応します。
- (2) 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (4) 指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して国保連が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国保連から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(4) 相談窓口

① 事業所 訪問看護ステーション さくら指定居宅介護支援事業所

苦情担当者 職名 相談窓口担当者 氏名 成瀬 紗知子

電話番号 0555-28-6277

② 市町村の相談・苦情窓口

・都留市 健康推進課 介護保険担当 0554-46-5113

・西桂町 福祉保険課 介護保険担当 0555-25-4000

・富士吉田市 健康長寿課 介護保険担当 0555-20-0680

・山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険サービスに関する相談・苦情窓口

055-223-9201（相談窓口専用電話） 毎週水曜日午前9時～午後4時

16 個人情報の保護

- 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

17 ハラスメント対策

事業者は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な処置をします。契約者（利用者）様、ご家族又は身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させて頂く場合があります。

説明確認欄

年 月 日

重要事項説明書の内容について、利用者及びその家族に説明しました。

重要事項説明者 訪問看護ステーション さくら
指定居宅介護支援事業所 介護支援専門員

氏 名 _____ 印

重要事項説明書の内容について説明を受け、その内容について同意します。

利用者 氏 名 _____ 印

家族代表者 氏 名 _____ 印

緊急時の連絡先	氏 名	ご本人との関係	電 話・携 帯
主 治 医	病 院 名	医師の氏名	連 絡 先